

**令和5年度「幼児期からの運動習慣形成プロジェクト（幼児期からの運動遊び普及事業）
公募問合せ内容一覧**

NO.	質問	回答
1	<p>「複数の自治体での実施」について</p> <p>3. 事業の内容（1）において、取組の計画にあたっては域内の複数自治体・行政区で実施することが望ましいとされているが、複数の自治体での実施は、（1）のみであり、（2）については単一市町村の実施でも可能と考えてよろしいか。</p>	<p>（1）（2）共に単一市町村での実施も可能ですが、複数自治体・行政区での実施が望ましいと考えます。</p>
2	<p>「業務の再委託」について</p> <p>本事業の受託後、業務の一部を再委託することが可能となっているが、あくまでも業務の一部の再委託であって、業務の全部を再委託することは不可と考えてよろしいか。また、業務の一部の再委託とは、どの程度の範囲を想定しているのか。</p>	<p>業務のすべてを再委託することはできません。</p> <p>また、再委託は専門的又は実績的な事項で、第三者に委託することが事業の実施に合理的であると認められる範囲において認められます。</p>
3	<p>「再委託経費の根拠資料」について</p> <p>市町村教育委員会を再委託先とする場合、再委託経費の根拠資料は市町村の旅費規程及び謝金単価表に基づくものと考えてよろしいか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
4	<p>「成果品」について</p> <p>公募要領には成果品について示されていないが、成果品は事業の評価・効果検証のデータのみと考えてよろしいか。他の成果品の提出がある場合、経費の積算の都合上、どのようなものを想定しているかご教示いただきたい。</p>	<p>本事業では他のモデルとなる事業の実施・検証を行うことが「事業成果」であるためその内容を報告書にまとめて提出いただけます。各応募者からの企画提案において想定される「成果品」がある場合には、その制作に係る経費を計上してください。</p>
5	<p>「自治体の規模」について</p> <p>公募の条件として、「規模の大きい自治体を対象としている」とあるが、県でこの事業の申請をし、その先で実証を進めていただく自治体の大きさについては、特段決まりはないという認識で良いか。</p>	<p>自治体の規模に関して、実際に事業を実施する市町村や行政区に関して縛りはありませんが、県内に広く展開できるモデル事業を実証できる自治体等を選定するようご注意ください。</p>
6	<p>「再委託の経費額上限」について</p> <p>公募要領に、「事業の一部を委託する場合」とございますが、再委託する場合「委託事業経費予定額の〇%まで」といった経費額の上限があるか。</p>	<p>具体的な割合の規定はありません。再委託は専門的又は実績的な事項で、第三者に委託することが事業の実施に合理的であると認められる範囲において認められます。</p>
7	<p>事業内容の対象について</p> <p>事業内容の（2） 幼児及び小学校児童を対象とした「運動遊び」の提供について、幼児期のみをターゲットとしても問題はないか。</p>	<p>ターゲットを幼児期に絞ることで問題ありません。</p>
8	<p>事業の評価・効果検証について</p> <p>事業内容の（3） 事業の評価・効果検証については、順天堂大学が主として実施していただけるのか、自治体が順天堂大学から指定されたアンケート項目を実施するのか、またそれにかかる経費の計上はどうなるのか。</p>	<p>アンケート項目については順天堂大学と協議いただきながら、効果検証の実施は各自治体でお願いいたします。</p>
9	<p>契約期間外の経費について</p> <p>契約が2月29日までとなっているが、シンポジウムも2月下旬に実施された場合、旅費等の支払いは計画期間内には支出できない（間に合わない）可能性があるがどうしたらよいか。</p>	<p>シンポジウムの日程は現段階では未定ではありますが、2月中旬を予定しています。事業完了前の支出経費であれば計上いただいて問題ありません。</p>
10	<p>再委託先の市町村から、例えば、企業が行うコンテンツ（〇〇教室）の開催や、スポーツ指導者の派遣（支払業務を含む）に関わる業務、会場設営業務等、他団体に業務の一部をお願いする場合は、雑役務費に計上するのでよいか。</p>	<p>ご認識の通りです。</p>
11	<p>昨年度は、採択を受けて、改めて事業計画書を提出する際に、経費の根拠資料を提出していたが、企画提案時に経費の根拠資料（見積書）は提出する必要があるか。</p>	<p>企画提案時には必要ありませんが、ご認識のとおり、採択後の事業計画書提出の際には必要となりますので、準備を進めておいていただければと思います。</p>